

## 令和3年度香川県自主防災活動活性化促進事業募集要領

### 1. 補助金交付の対象となる者

- ①香川県内で継続的に自主防災活動を行っている団体（自主防災組織又は自治会など）です。
- ②地域の防災活動を行う、県内に在住する者（高校生以上）5人以上で組織された団体であることが必要です。
- ③規約等によって、団体の名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理や会計処理の方法等が定められていることが必要です。

### 2. 補助金交付の対象となる事業

自主防災活動の活性化に資する、以下に掲げる事業です。

- ・地区防災計画の策定（検証訓練、見直しを含む）
- ・避難所運営体制の検討、避難所運営マニュアルの策定（検証訓練、見直しを含む）
- ・防災まち歩きの実施、防災マップの作成（見直しを含む）
- ・避難行動要支援者ごとの支援計画の作成（検証訓練、見直しを含む）
- ・小学校区等規模での地区自主防災組織連絡協議会等の設置
- ・近隣の自主防災組織との合同防災訓練 ※
- ・近隣の自主防災組織と資機材の共同保有 ※
- ・災害時の応援協力体制の検討
- ・自主防災組織未結成地区へ自主防災活動への参加の働きかけ
- ・防災訓練に新しいメニューを追加
- ・住民への効果的な防災啓発活動
- ・その他知事が適当と認める事業

※ 近隣の自主防災組織の範囲は、隣接しているなど協働して活動できると判断できる範囲とします。

### 3. 補助率及び補助限度額

次のとおりとなっています。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10/10以内	300,000円

### 4. 申請手続等

①次の書類の提出が必要です。

#### 【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
- ・同意書（第1号様式別紙2）※複数の団体が共同して同一の事業を行う場合に必要

- ・ 自主防災組織調書（第1号様式別紙3-1、3-2）
- ・ 補助金収支予算書（第1号様式別紙4）
- ・ 規約等（規約等には原本証明が必要です。）

※活動がわかる資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

②書類の提出先は、補助事業を実施しようとする市町の担当課に提出してください。（担当課一覧参照）

## **5. 申請にあたっての留意事項**

(1) 複数の団体が共同して同一の事業を実施するにあたっては、当該団体のうち、1団体が代表して申請を行ってください。

(2) 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

①特定の法人又は個人の利益を追求するための事業（法人又は個人に金銭給付を行うなど、直接的に経済的負担を軽減する事業や法人又は個人の資産を形成する事業を含む。）

②宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業

③公序良俗に反する事業

④施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

⑤香川県広域化促進事業補助金又は本補助金の交付を受けた者が同一内容で申請する事業

(3) 次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

①国、県又は市町から助成を受けている経費

②補助事業者構成員に対する謝金

③法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金、商品券等）

④事業実施に当たり必要と認められない食糧費

⑤工事請負費

⑥車両購入費

※この補助金は、自主防災組織が自ら企画し実施する事業を支援するものと考えていることから、原則、補助事業者が事業を実施するものと考えています。このため、専門性の高い業務を除いて、業務を他の法人や団体に委託を行うことはできません。

(4) 本事業は、令和3年度予算による事業です。事業実施期間が、令和4年3月20日までに終了する事業が対象になります。

(5) 同一年度において、同一の申請者による申請は1回限りとします。

## **6. 補助事業の審査等**

①書類提出後、県において、事業計画（①地域防災力の向上②市町との連携③先進的な取組み（新規性、創造性）④継続性⑤発展性）の審査を行い、交付決定を行います。

②審査に当たっては、県は、市町の意見を聞くことができますこととします。

③審査の結果については、申請者に文書で通知します。なお、交付申請を行った場合でも、県予算の範囲内での採択となるため、採択されない（交付決定とならない）場合がありますのでご注意ください。

④交付決定の対象となった補助事業の実施については、県からの文書による通知後に開始してください。（交付決定日前に、支払いをしている経費は、補助対象となりません。）

## 7. スケジュール

令和 3 年 4 月 1日 (木)	補助事業の募集開始
令和 3 年 5 月 14日 (金)	補助事業の募集締切り (各市町の担当課必着)
令和 3 年 5 月 21日 (金)	申請書等の提出締切り (各市町→県)
令和 3 年 6 月 中旬頃 (予定)	補助事業の審査
令和 3 年 6 月 中 (予定)	審査結果の通知・交付決定 (交付決定後、事業開始)

## 8. その他

- ・ 交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページからダウンロードできます。
- ・ 本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

## 9. 問合せ先

- ・ 香川県 危機管理総局危機管理課 防災企画グループ  
TEL 087-832-3241 : FAX 087-831-8811
- ・ 各市町 別紙「担当課一覧」に記載のとおり

## 香川県自主防災活動活性化促進事業補助金に関する担当課一覧

### 香川県

課(室)名	電話番号	F A X 番号
香川県 危機管理課	087-832-3241	087-831-8811

### 市町

市町名	課 名	住所	電話番号
高松市	消防局予防課	〒760-0005 高松市番町 1-8-15	087-861-1504
丸亀市	市長公室危機管理課	〒763-8501 丸亀市大手町 2-4-21	0877-25-4006
坂出市	危機監理室	〒762-8601 坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023
善通寺市	防災管理課	〒765-8503 善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338
観音寺市	危機管理課	〒768-8601 観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3940
さぬき市	危機管理課	〒769-2195 さぬき市志度 5385-8	087-894-1115
東かがわ市	危機管理課	〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1235
三豊市	危機管理課	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3119
土庄町	総務課	〒761-4192 小豆郡土庄町甲 559-2	0879-62-7000
小豆島町	総務課（危機管理室）	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7001
三木町	総務課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3301
直島町	総務課	〒761-3110 香川郡直島町 1122-1	087-892-2222
宇多津町	危機管理課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877-49-8027
綾川町	総務課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087-876-1906
琴平町	企画防災課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877-75-6711
多度津町	総務課危機管理室	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町 1-1-91	0877-33-1110
まんのう町	総務課	〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877-73-0100